届けします。

は、市内小学生が作成した

また、喜寿(77歳)の方に

(A) 042 387 9843)

介護福祉課高齢福祉

歳)、∞歳以上の方に、記念 米寿(88歳)、白寿(99

品を9月30日(水)までにお

ください。

場合は、係までお問い合わせ

対象となる方で、届かない

市では、救急時や災害時に活用 できる「救急医療災害支援情報キ

同キットは、救急時や災害時に

備えて、かかりつけ医、持病、服

薬状況、緊急連絡先、障がいの程

た情報シートや保険証の写しなど

を入れて保管しておく容器です。

迅速な救急、救命活動を行うた

めの重要な手助けになるととも に、災害時に適切な支援を得るた

めの情報伝達用具として使うこと

対 象 次のいずれかに該当する

▷75歳以上のひとり暮らしの方お よび75歳以上の高齢者のみの世帯 の方等で、民生委員・児童委員が 行う高齢者地域福祉ネットワー に登録している方 ▷身体障害者

在宅の方およびそれに準ずる方

支援上の留意点などを記入し

ット」を給付しています。

精神障害者ホームヘル

修一ホームヘルパーと パーフォローアップ研 しての基礎知識を学ぼ

6時30分~8時30分 と き 9月15日 (火) 午後 ップしませんか。 が築けるよう一緒にスキルア ら学び、利用者との信頼関係 としての知識・技術を基礎か ところ
市民会館・萌え木ホ)講師から、ホームヘルパー 助問介護の長年の経験を持

します。 とします。▽軽油=1以につ 助成額 ▽ガソリン=12%に つき75円、1か月40以を限度

振込日 9月30日 (水)

分のガソリン等の使用量が記 請求書に平成27年3月~8月

入されている領収書を添え て、自立生活支援課(市役所 自立生活支援課相談

高校・大学等に入学する

申請により貸付金の返済

市報こが沿い

援係(☎42-38-9841) 電話で自立生活支援課相談支

込 9月1日~11日に、

当日参加も受け付けま

会場に空きがある場

生活にお困りのときは

ガソリン代を助成

身体障害者手帳・愛の手帳

手帳をお持ちの方へ

で、障がいのある方(※)が 動車税が減免されている方 自ら運転するか、生計を同じ ために運転する場合

がい1・2級、内部障がい 肢障がい1~3級、視覚障 1級の方、愛の手帳1・2 個別等級で体幹または下

1か月75以を限度と

申請方法 9月10日までに、 とがあります。 よっては2・3日遅れるこ かめください。金融機関に 指定日以降、通帳でお確

本ホームヘルパー協会副会長

50人(申込順)

師

境野みね子さん(日

ルA・B会議室

支援係(☎42-87-984 第二庁舎2階)へ。

身体障害者手帳・愛の

生活保護制度

できるようになるまでの間、 き最低生活の保障と、自分の がい等のために生活に困って 力または他の方法で再び生活 いる人に、生活保護法に基づ 病気やケガ、さまざまな障

発送)を提出してください。

方は、請求書(8月末ごろに

すでに助成の決定を受けた

対 象 自動車税または軽自

喜寿・米寿・白寿・10歳以上の方に

ご活用を

長寿をお祝いする品を贈呈

高齢者の方の長寿をお祝い

「お祝いカード」をお送りし

平成27年9月1日現在、

代の一部を助成しています。

使用する、自動車のガソリン をお持ちの方が生活のために

> 下回る場合に、その不足分を 自立の手助けをします。 保証する制度です。 入が国で定める最低生活費を 生活保護は、その世帯の収

ない場合、その不足分が保護 費として支給されます。 種手当、仕送りなどを合計し てもなお、最低生活費に満た 働いて得た給料、年金、各 一人で思い悩むより、早め

にご相談ください。 (**2**042 - 387 - 9840) 地域福祉課生活福祉

高校・大学等受験料貸 学習塾等受講料貸付金

学校3年生・高校3年生のお けを行っています。 世帯に学習塾等受講料および 子さんがいる一定所得以下の 高校・大学等受験料の貸し付 ンジ支援貸付事業として、中 東京都では、受験生チャレ

相談・受付窓口社会福祉協 られること

が免除されます。

【学習塾等受講料貸付金】 中学校3年生・高校3年生

10万5千円以内(1校当たり _。4校まで)、大学受験= 高校受験=2万7千⑩円以 (1校当たり上限2万3千

限3万5千円。3校まで) 次のすべての要件を

以上)であること ▽課税所 所得を得ている土地・建物を 預貯金等資産の保有額が88万 準以下であること ▽世帯の 得または総収入金額が一定基 円以下であること ▽不動産 ▽世帯の生計中心者(20歳

在住1年以上であること ▽ いこと ▽連帯保証人を立て ▽世帯内に、暴力団員がいな 生活保護を受けていないこと

議会(福祉会館4階四位-86

0295)

係(五24-37-9915) 問合先 地域福祉課地域福祉

【高校・大学等受験料貸付金

決まりました

【フ月1日付け】

~21番地区担当 梶野町4丁目8~11

8055)

各問合先の電話番号は、

7面の左下をご覧ください。

「高齢者福祉のしおり」

「あ

ったかいね介護保険」をご確認ください。 役所第二庁舎2階)ほかで配布している

詳しくは、介護福祉課(市)

23番地区担当

 ∇

所有していないこと ▽都内

熊井和美(五紀-38-363

池内清三(四42-34-0 本町6丁目地区担当

問合先 地域福祉課地域福祉

民生委員・児童委員が

の方を対象としていますが、65歳未満の方でも利用できる制度もありま 防や地域の見守り事業を行っています。各事業は、原則として65歳以上

市では、高齢者や家族の方のさまざまなご相談に応じるほか、介護予

堀口実枝子(20422-54 . 15

中町2丁目1~7・19

係 (242-387-9915)

(2042 - 387 - 9915)

2度の方 ▷精神障害者保健

福祉手帳をお持ちの方 ▷難病者 福祉手当を受給されている方

申請方法 直接、地域福祉課(市 役所第二庁舎2階。午前8時30分

~正午、午後1時~5時)、保健

支援センター、本町高齢者在宅サ

ビスセンター、障害者福祉セン

代理の方の申請も可能です。

問合先

精神障害者地域生活支援セ

地域福祉課地域福祉係

福祉会館、各地域包括

地域支援事業 介護予防のために

グラムを実施しています。 活機能の低下が気になり始め いつまでも元気で生き生きと 地域で親しい方々とともに、 生活していただくために、生 た方を対象に、介護予防プロ 高齢者の方が、住み慣れた

ができます。 要支援・要介護状態への予防 り、生活機能の回復を図り、 ログラムを受けることによ 早期に集中的に介護予防プ

べにくくなった方 ▽飲み込 と感じる方▽硬いものが食 のに、最近足腰が弱くなった 対象▽今まで元気だった みが悪くむせることが気にな れるようになった方 つも同じことを聞く」と言わ おっくうになった方 ▽「い り出した方 ▽外に出るのが

▷愛の手帳

ト」で、自分で判定します。 クする「基本チェックリス していないかどうかをチェッ 要支援・要介護認定を受けて いない方が、生活機能が低下 **参加方法** まずは65歳以上の

手帳1・2級の方

ができます。

と決定, 包括支援センターへご相談い ただき、二次予防事業対象者 した方は、プログラム 結果をもとに、各地域

ジからダウンロードできま 地域包括支援センターで配布 しているほか、市ホームペー 基本チェックリストは、各

介護予防プログラム (運動 器の機能向上〉

を行い ニング 運動器 ナ、有酸素運動、筋肉トレー 回復を図るために、ストレッ 足腰の衰えなど加齢に伴う ます。 の機能低下を防止し、 マシンを使った運動等

〈口腔機能の向上〉

導等を行います。 くさを改善するために、口腔 の悪化を防止し、飲み込みに 硬いものが食べにくい状態 口腔体操、栄養改善指

認知 **証予防〉**

することにより認知機能を維 ケーションを推進すること 脳活性化プログラムを実施 ります。 感・情報共有能力の維 参加者同士のコミュニ

問合先 係、各地域包括支援センター 介護福祉課包括支援

生活支援 介護相談・予防と

の参加をお勧めします。

認知症高齢者相談と 家族への支援

います。 のやすらぎ支援員が家庭を訪 問し、話し相手等の援助を行 の支援のため、ボランティア (やすらぎ支援) 軽度認知症高齢者の家族へ

権利擁護センター

ビスセンター

問合先 桜町高齢者在宅サー

援や金銭管理、書類預かりな などの相談を受け付けていま どを行っています。 成年後見制度利用、法律問題 有料で福祉サービスの利用支 の日常生活を援助するため、 や精神に障がいのある方など ていくために、消費者被害や 高齢者や障がいのある方 地域で安心した生活をし また、認知症の高齢者

権利擁護センター